

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号により随意契約を することができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
緊急の必要により競争入札に付 することができないとき。	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>令和8年2月2日に岐阜保健所棟のトイレが使用できなくなり、2月20日に下水パイプ、下水タンクの汚泥、吸引を行い、その後、下水タンク内等の状況を確認した結果、原因はポンプの故障により、下水タンク汚水・汚泥を下水管へ排出することができず、全館の排水管等が汚水、汚泥で閉塞していたことが判明した。</p> <p>現在も、下水タンクに汚水が流入する状況が続いており、ポンプの取替を早急に行う必要があるが、見積合せをしていたのでは、契約手続等に日数を要するため、再び排水管等が閉塞し、オーバーフローする可能性が高く、職員（保健環境研究所及び岐阜保健所）及び来庁者のトイレの使用や検査・実験に支障をきたす恐れがあり、利便性を損なうこととなる。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>株式会社美装モリタ商会は、健康科学センターの設備管理業務を受託しており、当センターの下水施設に精通し当該工事の施工者として高い技術力を有しており、かつ緊急に施工しなければならない当該業務を確実に履行することができる。</p>